

岡山県 神社廳 廳報

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部
岡山市南方1-6-15
〒700

TEL.086-223-4826
振替口座01210-7-13684

高田神社

〔旧県社〕
真庭郡勝山町大字勝山七七五

〔主祭神〕伊弉諾尊 伊弉冉尊 速玉之男神 事解之男神 天照大神 豊宇氣比賣神
〔宮司〕池田武夫
〔由緒沿革〕久寿二年（一一五五年）九月、紀州熊野より勧請熊野大権現といひ神紋は、三巴である。往昔三百石中



古、高田城主 三浦下野守貞久 痘瘡に罹り危急、父 貞国 懇願して平癒し百石を加領する、天正十一年（一五八三年）十二月、櫛崎彈正忠元兼 社殿を造修、是より高田城主、三浦下野守貞宗、当社を祈願所とし、応永五年（一三九八年）九月社殿を再建したことが棟札に残っている。創立以来、それまでの沿革は、不明である。

明和元年（一七六四年）三浦志摩守明次、真島郡を領し、古例によつて祈願所とし、正米五石を納め代々崇敬神社として明治維新まで継続した。

社号熊野大権現を明治四年、高田神社と改め明治五年三月郷社に定められた。昭和五年郷社へ昇格となる。

例祭には、横部の一宮神社、山久世の八幡神社、鈴神社、高應神社、草加部の八幡神社、三田神社、福谷神社の神輿が、神集いして高田神社に参拝し、「高田の神集え」と称して、「勝山ぐんち」とも言い現に至っている。

宣言

今私たちは、戦後半世紀を経て、改めて日本の秩序を考えると、その根源に言葉の乱れがあると思います。

自然破壊の問題・企業組織や公務員達の不祥事・夫婦別姓を企とする家庭を軽んずる風潮など、我々神社界の考える、日本人としての根本的なこととは異なる方向に動いているのではないのでしょうか。

例えば、教育現場での、教師や生徒たちの悩み、いじめや自殺の解決の道が見つからないといった、自信喪失の姿は、教師だけのものではなく、自分の国のことは、ややもすると悪いと教える今の日本人の弱い国民性の現れでもあります。

国際化、情報化時代を認識し、しっかりとした将来の日本を創るには、言葉・正しい日本語の再教育がせひとも必要であります。

言葉は、単に伝達機能を持つだけでなく、言葉にもちて考え、感じ、理解し表現するものです。母国語の乱れは、日本固有の文化をも失ってしまいます。浮き草・根無し草のような日本人をつくらないために今こそ、我々は、先人たちの苦勞を偲び、伝統文化とこの子を子や孫に伝えるために、社頭講話や各地の伝統神事を通じ、神社人らしく、神社から、地域へ大切な日本の言葉に託して、啓蒙活動することを誓います。有 宣言します。

平成九年四月二十二日

第三十五回岡山県神社関係者大会

目次

高田神社 真庭郡勝山町大字勝山七七五	一
宣言	一
盛大に県神社関係者大会	二
第三十五回岡山県神社関係者大会	二
岡山県神社庁長 湯浅 正敬	二
平成九年定例協議委員会開催	三
岡山県神社庁規程集	三
岡山県神社庁旅費規程	三
岡山県神社庁職員退職金給与金に関する規程	四
岡山県神社庁職員給与規程	四
岡山県神社庁祭祀委員会規程	四
平成九年度神社庁一般会計予算	五
宗教法人法改正で研修会	六
宗教法人法一部改正についての留意点	六
支部長懇話会	七
神道巡回講演会	七
神社庁設立五十周年記念誌	七
教化委員会山口県の神社視察研修	八
社頭講演の大切さ	八
山口県神社庁教化部長 金長 広典	八
家庭に神棚奉斎を全国教化会議報告	九
教化委員長・笹井 和男	九
平成九年度教化実践目標	十
研修会開催のご案内	十
第四十三回伊勢神宮新穀感謝会案内	十一
任免	十二
承認された神社	十三
神職帰幽	十四
階位授与	十四
本庁辞令	十四
神社庁辞令	十四
平成八年度神社本庁功績表彰	十四
庁務日誌抄	十五
第二十六回初穂帛奉仕参加者募集	十六
神社庁閉庁のお知らせ	十六

盛大に県神社関係者大会

第三十五回 岡山県神社関係者大会



神生活の綱領唱和が行われ湯浅正敬庁長の式辞、宮原義久県総代会長の挨拶があった。次いで功労者表彰に移り、沖田神宮司兼俊治氏をはじめ神職九名、役員総代八十三名、特別功労の長期役員総代の羽黒神社役員岡田廣氏ら六名にそれぞれ表彰状と記念品が贈られた。さらに神宮大麻頒布に好成績をあげた御津東支部など十三支部が表彰された。続いて来賓の神宮大宮司代理の藤井昭彦神宮禰宜、神社本庁代理の櫻井正弥本庁監事がそれぞれ祝辞を述べた。

第三十五回岡山県神社関係者大会が四月二十二日、岡山市小橋町、岡山市民文化ホールに約六百五十人が参加して開催された。

式典はまず御製「うち続く田は豊かなる縁にて実る稲穂の姿うれしき」が朗詠されたあと、県神社庁難波副庁長の開会の辞に続き神宮遙拝、国歌斉唱、敬

このあと県神社庁協議員の渡辺更正氏を議長に議事に入り、正しい日本語を守り伝えようとの宣言を満場一致で採択、浅野富男平和日本を守る岡山県民会議運営委員長の唱導で高らかに聖寿万歳三唱し、式典を終了した。

引き続き講演に移り、明星大学教授高橋史朗氏が「今日の教育の現状と課題」と題して講

演、まず今日の子供達、とりわけ中、高校生達は疲れ気味で元気がない、自分に自信の持てない子供が多い、また深刻ないじめや援助交際といった憂うべき問題もからんで、現代の教育をむずかしくしている現状を指摘。更に子供が学ぶ教科書の内容の悪化、とくにアメリカ力によって作られた太平洋戦争史や東

式辞

岡山県神社庁長
湯浅 正敬



吉備の山々は若葉に染まり、小鳥の囀りも麗かな、日の恵みを受けて、活気に満ちる好季節。本日茲に第三十五回岡山県神社関係者大会を開催致しました。神宮大宮司様御名代藤井禰

京裁判史観により、戦後の歴史教育や歴史観がゆがんでしまいそれが今日の教科書に影響している。また戦後世代は国や領土に対する感覚の希薄化が目立つが、国家や国土に対する尊重感を取り戻す必要がある。親子で読める教科書を作ろう！など力強く訴え会場の共感をよび盛会のうちに大会を終了した。

官様、神社本庁統理様御代理櫻井本庁監事様はじめ各界の御来賓の皆様方には、公私に亘って御多忙中にもかかわらず方陣お繰り合わせ御臨席賜り錦上添花を添えていただきましたこと、又、平素神徳の宣揚、神社の維持運営に日夜お尽くしいただいております神社関係者皆様のかくも多数の御参集のもく、極めて盛会裡に開催できましたことを、先づ以て衷心より厚く御礼申し上げます。

初、全国神社が本宗と仰ぎ、国民音しく総親神様と崇めます神宮におかされましては、昨年皇大神宮御鎮座二千年の目出度き年、数々の行事を実施せられ、全国津々浦々より多勢の善男善女が参拝致しました。我が岡山県におきましても、昨年だけで三千人以上の県民がお伊勢様の大前に類すき、大御恵みをいただいで帰りました。神宮

の御社頭は益々御隆昌の途を辿っておられますことは、誠に慶しい限りであります。我々神社関係者は神宮奉護奉賛運動をその使命と位置づけ、御鎮座三十二年の本年を契機として、更にその運動を推進し、神宮大麻の県民総奉斎、県民総参宮運動を粘り強く展開するよう御協力をお願い申し上げます。

次に、我が国情は、永びく不況の嵐の中、敗戦感覚からくる弱気外交、謝罪外交で自主性無き国策を展開し、人心の頹廃、思想の貧困は止まるところを知らず、偏った政教分離思想によって、先般最高裁判所の判決でもみられる如く、愛媛県が、先の大戦において国の為に尊い命を捧げられた英霊に対し、わずかな額の玉串料を奉納することが違憲であるとの決定は、我が国の根幹にかかわる問題であります。こうした国体の本義に侍る諸問題が頻発する中、教育界におきましては、次代を担う青少年の健全育成を唱える一方で、中学歴史教科書は、『南京大虐殺』、『従軍慰安婦強制連行』を取り上げ事実を反することを掲載して偏見に満ちた我が国の歴史を教え、明日への夢を断ち切るうとしておりますことなど、これが帰趨は我が国の前途に甚だ危惧の念を抱かしむるところであります。かかる情勢下において、我々神社関係者に課

の御社頭は益々御隆昌の途を辿っておられますことは、誠に慶しい限りであります。我々神社関係者は神宮奉護奉賛運動をその使命と位置づけ、御鎮座三十二年の本年を契機として、更にその運動を推進し、神宮大麻の県民総奉斎、県民総参宮運動を粘り強く展開するよう御協力をお願い申し上げます。

せられたる使命は重且つ大であると思ひます。神職総代は、一致団結して神社本庁憲章に則り、国民精神の昂揚運動をより一層推進し、惟神の大道を實踐しなければならぬと存じます。

次に、神社本庁におきましては、我々神社の包括団体として本宗と仰ぐ神宮の奉賛活動を中心として、全国八万の神社の護持運営の研究、神道教化等幅広い活動を展開し、我が国伝統文化の中心である神社神道興隆の為日夜努力致しております。昨年九月、宗教法人法が一部改正されましたが、それぞれの神社において、神社規則の定めに従い、健全なる神社運営をお願い致しますと共に、神社の御社頭の御振興を念じてやみません。次に、多年に亘って神社に奉仕され、又神社神道興隆の為に尽くされた成績優秀な神職総代九十七名の方々に、又神宮大麻頒布推進に格別の成果をお挙げいただいた十三支部の御功績に対し、この席において表彰状並びに感謝状をお贈り申し上げ、深甚なる謝意を表したく存じます。

最後に、本大会にあたりお繰り合わせ御参集下さいました皆様方の益々の御健勝と斯道の発展を心より祈念申し上げ式辞と致します。

平成九年 定例協議員会開催

六月二十八日午前十時より岡山県いさお会館に於いて、協議員四十名出席の下、平成九年定例協議員会が開催された。議案は、左記の通り提出され、審議の上全案満場一致で可決された。

『議案』

- 第一号 神社本庁評議員会報告
- 第二号 平成八年度神宮大麻頒布状況報告
- 第三号 平成八年度一般会計補正予算(報告)
- 第四号 岡山県神社庁神宮大麻及び層頒布取扱要綱
- 第五号 平成九年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案
- 第六号 年度内一時借入に関する件
- 第七号 岡山県神社庁旅費規程案
- 第八号 岡山県神社庁職員退職死亡給与金に関する規程案
- 第九号 岡山県神社庁職員給与規程案
- 第十号 岡山県神社庁祭祀委員会規程案
- 第十一号 神社本庁協賛員・同特別寄贈金神社及び当庁特別

寄贈金神社増加促進の件
第十二号 平成九年度神宮大麻及び層頒布推進の件
第十三号 第四十二回伊勢神宮新穀感謝祭参拝団募集の件
任期満了による役員改選の件

議場では、本年度より設置された総務及び財務委員会より提出された神社庁財政に関する規程案が、協議員により慎重に審議され、満場一致で可決された。任期満了による役員の改選では、銓衡委員により銓衡が行われ、次の方々が新役員となられた。

- 【庁長】湯浅 正敬
- 【副庁長】難波 宗朋
- 【理事】物部忠三郎
- 【理事】三原 千幸
- 【理事】見垣 安邦
- 【理事】小川 映興
- 【理事】豊田 正発
- 【理事】笹井 和男
- 【理事】横林 重美
- 【理事】河本 貞紀
- 【理事】武内 慎治
- 【理事】渡辺 更生
- 【理事】難波 宗朋
- 【本庁評議員】

岡山県神社庁 規程集

岡山県神社庁旅費規程

- 第一条 岡山県神社庁(以下当庁という)の役員、職員等が庁務により旅行する時は、この規程の定めるところにより旅費を支給する。
- 第二条 旅費は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。
- 第三条 鉄道賃は、左の各項に従い所定の旅客運賃(以下運賃という)及び急行料金により計算する。
- 片道五〇km未満の行程にあっては普通運賃。
- 片道一〇〇km以上の旅行にあっては特別急行料金(新幹線運転区間は新幹線料金)、片道一〇〇km未満の旅行にあっては普通急行料金。但し特別急行列車、普通急行列車を運転しない路線にあってはこの限りでない。
- 座席指定列車路線による旅行の場合には其の料金。
- 庁長、副庁長、参事にあつては片道二〇〇km以上を旅行する場合にありてはグリーン車の運賃を支給する。
- 第四条 バス賃は所定の運賃を計算する。
- 第五条 船賃は所定の料金とする。
- 第六条 航空賃は所定の旅客賃より計算する。但し航空機による旅行は特別の必要により特に命ぜられた場合に限る。
- 第七条 車賃は、特別の必要により車を使用した場合、その料金を支給する。
- 第八条 日当、宿泊料は別表によつてこれを支給する。
- 第九条 日当は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じてこれを支給する。
- 片道五〇km未満の行程にあっては、日当は半額支給する。
- 岡山市内出張の場合勤務の所要時間が四時間以上のときは、日当の半額を支給する。
- 第十条 神社庁役員並びにこれに準ずる役付きの者以外の者で、諸会議に出席するときは、本規程により旅費を支給する。
- 第十一条 旅費の計算は、旅行者の出発地より帰着地までの間を以て計算する。
- 第十二条 当庁の役員及び協議員支部長講師等が庁務又は会議のために当庁等に出席する時の交通費は前各条を勘案の上、個人について定額を定め、出席の都度支給する。但し日

当は支給しない。

第十三条 神社本庁又は他の機関から旅費の支給がある旅行については、この規程による旅費は支給しない。但し、その額がこの規程による額より少額の時はその差額を支給する。

第十四条 庁長は前各条により難い場合、実情に応じて旅費を増減する事ができる。

附則

この規程は平成九年七月一日より運用する。

岡山県神社庁職員退職死亡給与金に関する規程

第一章 給与と金

第一条 本社庁の事務所に着勤する職員(就業規則第二条に規定する職員を云う。以下同じ)が在職一年以上で退職し又は死亡したときは、この規程に規定するところによつて給与を支給する。

第二条 在職年数は、就職の月から起算し、退職又は死亡の月を以て終わる。但し六月以上の端数はこれを一年と見做す。

第三条 給与と金の額は、退職又は死亡した職員の退職又は死亡した時、現在の本俸相当給

料の月額(日給者にあつては、日給二十五百分の額、以下同じ)に前条の定めによつて算出した在職年数を乗じた額とする。

但し、在職年数三年以上の職員については、本条によつて算出した額に左の各号による加算をした額とする。

一、在職三年以上の者にあつては、

二、在職六年以上の者にあつては、

三、在職十年以上の者にあつては、

四、在職十五年以上の者にあつては、

五、在職二十年以上の者にあつては、

特別の事由がある者については、理事会に諮つて前項によつて算出した額に三割以内の増額ができる。

第四条 退職給与金は本人、死亡給与金はその配偶者、配偶者のいないときは、その相続人の一人に支給する。

第五条 本社庁に対する不都合の行為によつて職を免じられた職員に対しては、給与と金を支給しないことができる。

第二章 給与と基金

第六条 本社庁は前章に定める給与と金に充てるため、職員退職死亡給与基金を設定し毎年度職員に支給した本俸又

は、本俸相当給料額の百分の十以上に相当する金額を積立てるものとする。

第七条 前条に定める基金において、給与と金に不足が生じたときは、その不足額は一般会計から繰入れ充当するものとする。

第八条 本基金を職員の福利厚生に役立たすため、「岡山県神社庁職員厚生貸付金内規」を以て基金を運用する。

附則

この規程は、平成九年七月一日より施行する。

従前より積立てた職員退職死亡給与基金は、この規程によつて積立てたものとみなす。

岡山県神社庁職員給与規程

第一条 この規程は岡山県神社庁就業規則(以下就業規則)と同一(第三十一条、第三十二条に基づき、職員の給与に関する事項を定める)。

第二条 この規程は本社庁規程第三号「職員給与規程」を準用する。

第三条 本社庁規程第三号「職員給与規程」に定めのないもの及び、第三条給与と支払日並びに支給に関する事項は、別に内規を以て規定する。

岡山県神社庁祭祀委員会規程

第一条 この会は、岡山県神社庁祭祀委員会(以下この会)と云う。

第二条 この会の事務所は、岡山県神社庁内に置く。

第三条 この会は概ね左記の事項の調査研究及び指導にあたる。

一、神社祭祀及び礼典に関する事項

二、雅楽に関する事項

三、特殊神事に関する事項

四、民間神事に関する事項

五、祭祀、神事の振興に関する事項

六、庁長の必要と認める事項

第四条 この会は庁長から委嘱された次の委員をもつて構成する。

一、岡山県神社庁祭祀講師、助教、雅楽講師、祭祀舞講師の職にあるもの

二、支部長の推薦によるもの

三、庁長が特選するもの

第五条 委員の任期は三年とする(但し再任を妨げない)。

第六条 この会に次の役員を置く。
一、委員長 一人(本社庁研修担当理事を充てる)
副委員長 二人
常任委員 若干人
二、委員長を除く役員は、委員の互選によつて定める。

三、委員長は委員会を主催する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時はその職務を代理する。
常任委員は会務を分担して整理する。

第七条 この会は会の目的達成するため次の会合を開く。

一、委員会 庁長が招集し、委員長が議事を進行す。

二、役員会

三、研究会 委員長が召集す。

第八条 庁長、副庁長は必要に応じ委員会に出席する。

第九条 この委員会の運営に必要な細則は別に定める。

附則

この規程は平成九年七月一日から施行する。



平成9年度	
岡山県神社庁	
一般会計予算	
平成9年7月1日～平成10年6月30日	
歳入総額	115,603,000円也
歳出総額	115,603,000円也

歳入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
神 饗 及 幣 帛 料	961,000	961,000	0
1 本 庁 幣	621,000	621,000	0
2 神饗及初穂料	340,000	340,000	0
財 産 収 入	230,000	0	230,000
1 基本財産収入	230,000	0	230,000
負 担 金	34,500,000	34,000,000	500,000
1 負 担 金	34,500,000	34,000,000	500,000
(1 神社負担金)	24,150,000	23,800,000	350,000
(2 神職負担金)	8,625,000	8,500,000	125,000
(3 支部負担金)	1,725,000	1,700,000	25,000
交 付 金	67,740,000	1,690,000	66,050,000
1 本 庁 交 付 金	67,740,000	1,690,000	66,050,000
(1 本 庁 交 付 金)	1,450,000	1,200,000	250,000
(2 神宮神徳宣講費交付金)	65,800,000	0	65,800,000
(3 本 庁 補 助 金)	240,000	240,000	0
(4 振興対策補助金)	250,000	250,000	0
寄 付 金	2,800,000	2,800,000	0
(2,500,000)	(300,000)		
1 神社特別寄贈金	2,600,000	2,600,000	0
(2,300,000)	(300,000)		
2 寄 付 金	200,000	200,000	0
諸 収 入	2,872,000	3,400,000	528,000
(3,100,000)	(228,000)		
1 諸 収 入	2,872,000	3,400,000	528,000
(3,100,000)	(228,000)		
(1 表 彰 金)	332,000	0	332,000
(2 預 金 利 子)	40,000	50,000	10,000
(3 申請料・任命料)	1,800,000	2,500,000	700,000
(2,200,000)	(400,000)		
(4 雑 収 入)	700,000	850,000	150,000
繰 入 金	4,500,000	10,500,000	6,000,000
(11,000,000)	(6,500,000)		
1 繰 入 金	4,500,000	10,500,000	6,000,000
(11,000,000)	(6,500,000)		
当期歳入合計	113,603,000	53,351,000	60,252,000
(53,251,000)	(60,352,000)		
前期繰越金	2,000,000	3,000,000	1,000,000
予 算 総 額	115,603,000	56,351,000	59,252,000
(56,251,000)	(59,352,000)		

歳出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
幣 帛 料	2,570,000	2,560,000	10,000
1 幣 帛 料	2,570,000	2,560,000	10,000
(1 本 庁 幣)	2,210,000	2,210,000	0
(2 神 社 庁 幣)	360,000	350,000	10,000
神 事 費	350,000	350,000	0
1 神 殿 奉 斎 費	350,000	350,000	0
事 務 局 費	32,605,000	33,393,000	788,000
(33,193,000)	(588,000)		
1 表彰並びに儀礼費	1,000,000	600,000	400,000
(1 各種表彰費)	700,000	400,000	300,000
(2 慶 弔 費)	300,000	200,000	100,000
2 会 議 費	1,570,000	1,490,000	80,000
(1 役 員 会 費)	400,000	400,000	0
(2 協 議 員 会 費)	400,000	420,000	20,000
(3 支 部 長 会 議 費)	120,000	120,000	0
(4 各 種 委 員 会 議 費)	500,000	400,000	100,000
(5 諸 費)	150,000	50,000	100,000
3 役 員 関 係 費	1,720,000	1,660,000	60,000
(1 役 員 報 酬)	1,160,000	970,000	190,000
(2 各 種 委 員 手 当)	170,000	170,000	0
(3 教 諭 師 関 係 費)	140,000	270,000	130,000
(4 視 察 研 修 費)	150,000	150,000	0
(5 地 区 会 議 関 係 費)	100,000	100,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	21,395,000	22,769,000	1,374,000
(1 給 料)	11,600,000	12,710,000	1,110,000
(2 諸 手 当)	7,030,000	7,594,000	564,000
(3 各 種 保 険 料)	2,350,000	2,350,000	0
(4 職 員 厚 生 費)	415,000	115,000	300,000
5 庁 費	3,850,000	3,510,000	340,000
(1 備 品 費)	600,000	400,000	200,000
(2 図 書 印 刷 費)	400,000	400,000	0
(3 消 耗 品 費)	1,000,000	900,000	100,000
(4 水 道 光 熱 費)	550,000	680,000	130,000
(5 通 信 運 搬 費)	900,000	880,000	20,000
(6 備 人 費)	100,000	50,000	50,000
(7 雑 費)	300,000	200,000	100,000
6 交 際 費	600,000	900,000	300,000
7 旅 費	1,800,000	1,800,000	0
(1,600,000)	(200,000)		
8 管 理 費	670,000	664,000	6,000
(1 営 繕 管 理 費)	270,000	264,000	6,000
(2 防 災 費)	300,000	300,000	0
(3 諸 費)	100,000	100,000	0
指 導 奨 励 費	7,870,000	7,050,000	820,000
(6,850,000)	(1,020,000)		
1 教 化 事 業 費	4,500,000	3,800,000	700,000
(1 教 化 費)	1,520,000	1,220,000	300,000
(2 広 報 費)	2,300,000	2,000,000	300,000

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(減)
(3 神社振興対策費)	350,000	350,000	0
(4 青少年対策費)	330,000	230,000	100,000
2 神社庁研修所費	1,800,000	1,670,000	130,000
(1,470,000)	(330,000)		
(1 研 修 費)	1,500,000	1,400,000	100,000
(1,200,000)	(300,000)		
(2 研 修 奨 励 費)	300,000	270,000	30,000
3 各 種 補 助 金	1,420,000	1,580,000	160,000
(1 神青協補助金)	500,000	500,000	0
(2 氏青協補助金)	100,000	100,000	0
(3 県教神協補助金)	20,000	20,000	0
(4 婦人神職会補助金)	150,000	150,000	0
(5 県歌謡連補助金)	100,000	100,000	0
(6 神楽部補助金)	70,000	70,000	0
(7 作州神楽補助金)	40,000	40,000	0
(8 支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
(9 神宮大祭派遣補助金)	40,000	40,000	0
(10 神職養成援助金)	200,000	0	200,000
(11 地区大会補助金)	0	360,000	360,000
4 祭 祀 研 究 費	150,000	0	150,000
(1 祭祀研究諸費)	150,000	0	150,000
各 種 積 立 金	6,150,000	3,113,000	3,037,000
1 職員退職給付積立金	5,000,000	2,000,000	3,000,000
2 役員退任慰労金積立金	150,000	113,000	37,000
3 庁舎建設資金積立金	1,000,000	1,000,000	0
神 社 関 係 者 大 会 費	700,000	700,000	0
1 神社関係者大会費	700,000	700,000	0
負 担 金	18,633,000	5,219,000	13,414,000
1 負 担 金	18,633,000	5,219,000	13,414,000
(1 本 庁 災 害 救 済 積 立 金)	52,000	52,000	0
(2 本 庁 負 担 金)	5,150,000	5,167,000	17,000
(3 本 庁 特 別 繰 付 金)	13,431,000	0	13,431,000
渉 外 費	1,045,000	445,000	600,000
1 友好団体関係費	700,000	100,000	600,000
2 時 局 対 策 費	200,000	200,000	0
3 同 和 対 策 費	45,000	45,000	0
4 神 政 連 関 係 費	100,000	100,000	0
支 部 関 係 費	37,040,000	2,730,000	34,310,000
1 負担金報奨費	2,720,000	2,720,000	0
2 神宮神徳宣講費交付金	34,320,000	0	34,320,000
大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	7,300,000	0	7,300,000
1 大麻頒布推進費	1,000,000	0	1,000,000
2 頒 布 事 務 費	1,000,000	0	1,000,000
3 頒 布 事 業 奨 励 費	5,300,000	0	5,300,000
XI 50周年記念事業費	200,000	0	200,000
(300,000)	(100,000)		
XII 予 備 費	1,140,000	791,000	349,000
歳 出 合 計	115,603,000	56,351,000	59,252,000
(56,251,000)	(59,352,000)		

款内流用を認める

宗教法人法改正で研修会

宗教法人法の改正により大半の神社では、平成九年度の会計年度終了後四ヶ月以内に、神社備え付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表(作成している場合に限り)の写しを所轄庁に提出しなければならなくなった。

県神社庁ではこうした書類の整備作成、提出の準備などをさらに徹底するため、昨年に続き各支部で神職、総代を対象に実務研修会を開催した。本郷参事、太田主事らが講師として説明にあたったが、各会場とも真剣な雰囲気があった。質疑応答も熱をおびたものがあった。書類提出など初めてのことであり、不安や混乱が各会場であつた。法人となつて四十年前後の長い時間が経過し、この間に役員、総代をはじめ氏子、崇敬者に至るまで代がわりが進んでいる。また神社の置かれている環境も大きく変化し、神職数も激減し兼務社や神職不在の神社も増加するなど、社会的、経済的にも大変厳しい状況にある。こうしたことから書類の管理ひとつをみてもずさんになり、紛失している書類も多く、特に兼務社などでは書類散逸や決算など

も行われていないという実態が明らかになっている。しかし実情がそうだからといって、書類提出の期日が延期されたり、提出書類が免除されたり減らされたりするものでもない。神社関係者の正念場、限られた時間での真剣迅速な対応が迫られているといえよう。

(広報部長・小野)

改正宗教法人法の「神社実務の研修会」は県下十一カ所で開催された。日時、場所、参加者は次の通り。



高梁上房支部の神社実務研修会

二月二十三日、邑久郡邑久町中央公民館、二十一名。御津郡建部町、吉田生活改善センター、四十名。

二月二十五日、津山市一宮、中山神社参集殿、四十六名。

三月十日、岡山市奥市、岡山県いさお会館、三十名。

三月二十三日、岡山市吉備津吉備津神社参集殿、六十五名。

三月二十九日、川上郡成羽町、成羽町福祉センター、四十三名。

四月五日、高梁市津川町、八幡神社、二十六名。

四月八日、英田郡美作町、林野神社社務所、九十名。

四月二十四日、岡山市一宮、吉備津彦神社、四十九名。

四月二十五日、倉敷市笹沖、足高神社参集殿、三十六名。倉敷市松島、両児神社、四十名。

五月七日、井原市井原、花月別館、六十名。

宗教法人法 一部改正 についての留意点

平成七年十二月、宗教法人法の一部が改正され、昨年九月十五日より施行されているが、県内神社は、この改正点を十分理解して、神社運営にあたっていただきたい。

本稿では、その改正点を当庁管内神社に関係するものを略述してみた。

『所轄庁の移動について』
今当庁管内には該当神社は無

いが、将来、一神社の宗教施設を二県以上にわたって所有する場合は、所轄庁は、県知事から文部大臣へと移行する。

『財産目録等の作成、備付け及び報告』
法人法第二十五条において

- ・規則及び認証書
 - ・財産目録及び収支計算書
 - ・役員名簿
 - ・責任役員会等の議事録
 - ・事業に関する書類
- を神社に備え付けておかねばならない。特に財産目録、収支計算書等は、会計年度終了後三ヶ月以内に総代会に報告することになっている。この度の改正で、この中、
- ・財産目録
 - ・収支計算書
 - ・役員名簿

は、会計年度終了後四ヶ月以内に指定の様式により(収支計算書は決算報告書のコピー)県神社庁を経由して県知事あて提出することになっている。但し、決算報告をしていない神社にあっては、その理由書を提出すること。又、財産目録に記入以外の神社建物(借地に建っている神社有建物、借家等)がある神社は「建物に関する書類」に記入の上提出すること。

未提出、遅延の場合、第八十八条(罰則)により一万円以下の過料に処せられる。

又、備付け書類等を次の要件を満たしている者が閲覧を請求することができるようになった。閲覧の許可は代表役員である宮司に委ねられている。

- ・信者(氏子、崇敬者名簿記載者)、その他利害関係人であること
- ・閲覧することに「正当な利益」があること。
- ・閲覧請求が「不当な目的」でないこと
- ・宮司が判断できない場合、神社庁に相談すること。

次に、罰則条項が強化されたので注意のこと。

一万円以下の過料に処せられるもの(抜粋)

所轄庁に提出する書類等に不実の記載をして申請をしたと

登記及び解散時の届け出を怠り又は不実の届出をしたとき
財産処分等の規定に違反して
公告をしないで、行為をした
とき

備付け書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り又は
不実の記載をしたとき

解散を命ぜられることがある
事項(抜粋)

法令に違反して、著しく公共
の福祉を害すると明らかに認
められる行為をしたとき

宗教団体の目的を著しく逸脱
した行為をしたこと又は一年
以上に亘ってその目的のため
の行為をしないこと

礼拝の施設が滅失し、やむを
得ない事由がないのにその滅
失後二年以上にわたってその
施設を備えないこと

一年以上にわたって代表役員
(宮司)又はその代務者(宮
司代務者)を欠いていること

以上の事柄は、宗教法人の主
たる事務所所在地を管轄する
地方裁判所の管轄である。

以上、紙面の都合で簡単に述
べたが、神社の会計年度(平成
八年九月十五日以降から始まる
会計年度)終了後四ヶ月以内に
県知事あての提出文書は、その
十日前までに神社庁へ送付する
ことになっているので遅れない
よう提出のこと。

支部長 懇話会

玉野で開催

白砂青松の地、玉野市渋川の
ホテルを会場にして、平成八年
度の支部長会が、去る六月二
三の両日、開催された。

午後一時から会議に移り、平
成八年度の大麻頒布関係・研
修・財務と続々に神社庁側の説
明が行われた。

中でも特記すべき事項として
「宮司欠員神社(不活動法人)」
が、百三十一社にも及び事実で
ある。

代表役員(宮司)が今後も不
在の場合は、宗教活動を行い得
ない法人として、整理の対象扱
いとなるという事である。法第
八十一条の規定により解散命令
の請求対象となるわけであつ
て、財産は国庫に移管される。

次に、神宮大麻料の納入と報
奨金等の扱いが変更になること
である。

平成十年より全額納入とな
り、その見返りとして、神徳宣
揚費交付金の名目で支部におり
てくる事。大麻特別会計は、消
滅して一般会計に繰り入れられ
る事となる。

二日目、玉比咩神社・御前八
幡神社に正式参拝を終え、王子
ヶ岳に登って、昼食後解散した。

神道巡回講演会

今年も六会場で開催

神社庁教化委員会主催の恒例
行事である神道巡回講演会が今
年も県下六会場で行われた。



今回は講師に小田郡美星町、
宇佐八幡神社の禰宜であり民俗
学者でもある神崎宣武先生を招
き、「伝統の継承と地域の活性
化」というテーマで行った。各
会場とも熱心な聴講者で埋まり
盛会であった。

各会場及び参加人数は次の通
り。

- 三月二十五日
- 午前、倉敷市玉島、羽黒神社
会館 一五九名
- 午後、久米郡中央町、林業セ
ンター 一〇六名

神社庁設立50周年 記念誌

- 三月二十六日
- 午前、倉敷市児島、鴻八幡宮
社務所 一〇四名
- 午後、倉敷市笹沖、足高神社
参集殿 九一名
- 三月二十七日
- 午前、新見市高尾、國司神社
八一名
- 午後、御津郡加茂川町、八
トブおかやま 八三名

昭和二十一年三月岡山県神社
庁が設立されてから平成八年で
五十周年を迎えた。
小笠原前庁長は、在任中記念
事業として、「記念誌」の発刊を
発議されていたが、志なかばに
して帰幽された。
後を受けて湯浅庁長以下、役

員の協議により動き出すことにな
った。

昭和二十一年の開設当初から
事務所を吉備津神社・護国神社
と移しつつ現在地に至る五十年
の歴史は、敗戦による神社界危
機存亡の時を越えて苦難の歲月
でもあったのである。

編集会議は、難波副庁長を委
員長として、委員合わせて五名
で発足した。

二回目からは、編集出版元の
西日本法規出版の担当者から
専門的アドバイスを受けながら、
規格A4判、二百頁の上製
本

写真を多くして読み易くす
る
八百部印刷
と決定した。

内容については
終戦直後の神社界の状況と神社
本庁、神社庁設立に至る経緯を
始めとして、神社庁の機構・役
職員の変遷・庁舎の変遷・各年
度予算・各部団体・主要行事等
を写真を多用して編集すること
とした。

しかしながら、昭和四十六年
十二月の旧庁舎の炎上によって
昭和二十一年開設当初からの資
料一切が、灰燼に期した。こと
戦後の混乱期で写真等が自由
に撮せる状況になかったことな
どから、その間の資料・写真の
蒐集に困難をきたしている。

完成は今年中として、それぞ

教化委員会 山口県の神社視察研修



教化委員会定例の「教化視察研修」が五月三十日に今年は山口県東部の二社、「高松八幡宮」(山口県田布施町鎮座、金長広典宮司)、「岩隈八幡宮」(山口県周東町鎮座、栗栖昭夫宮司)にて行われた。

八幡宮」に正式参拝。委員長先導のもと一同拝礼。参集殿にて昼食。食事後金長宮司より教化活動の概要の説明。社報・神社略記・祭典行事表などの資料を交えて解説された。氏子数約千八百戸、八割は従前からの住民

力には限りあるとの事。鎮守の森が、山口の自然の森百選」になっており、社名の高松は宇佐より勧請した時に、この地の高い松の根元に御幣を奉じたことによる。しかし今は松はない。松を昔ながらに復活したいとのこと。金長宮司の持論は、氏神様は氏子の魂をあずかっているところ、氏神と氏子とのつながりは祖先との約束(誓約)。だから氏神様は粗末にははいけませんよと教化されている。宮司は社頭講話の講師として二度来岡されているので教化委員の人とは顔馴染みなので話がとくに弾んだ。

ついて「岩隈八幡宮」に自由参拝。宮司より社頭の説明を戴く。氏子数約二五〇、山口県神社振興対策社に指定されている。以前は兼職であったが、現在神職専任。

午後四時すぎには車中の人となり山口に別れをつける。車中にて今日の感想を一言づつ述べる。福田教宣部長の軽妙洒脱な話術、当意即妙な司会進行に一際座が盛り上がった。宵闇せまる頃岡山着。有意義な研修を終えた。

お宮の大小、氏子数の多少にかかわらず神職のやる気が道を開くと確信した一日であった。

社頭講演の 大切さ

研修会を終えて

山口県神社庁 教化部長

金長 広典



神職の使命は、祭祀の厳修と神道の教化に柱があることは言うまでもなく、とりわけ、大きく変貌し、混迷を深める社会の中で教化活動の重要性は増すばかりである。多様な教化方法が考え得るが、言葉による教化、特に祭典後などの荘厳な雰囲気の中で講話は、人々の心を感化することができるのである。

教化委員会の企画による社頭講演研修会に二回に亘り、講師として浅学非才をかえりみず担当させていただいた。山口県は社頭講演の先進県と言われた故を以ってのお招きに、現状の非力な態勢に気はずかしい思いをしながら、先人の教えをたどりつつ、努めさせていただいた。自ら二十数年来、講演研修を受けつつ、共に学びながら、ささやかながら講演活動に取り組んできた。その歩みを通して、思い感じたことを踏まえ、山口県の研修内容をも紹介しつつ、社頭講演の大切さを語らせていただいた。今、改めてその意義の概略を研修会の印象を交えつつ、述べてみたい。

作家の石原慎太郎氏は「素人が聞いてもわかりにくい祝詞の奏上だけではなしに、その神社にまつわる神話の一つも、あるいは神道そのものの基盤背景となっている国家全体の神話や、そこから派生した日本文化の特性について、……平易で分かりやすく話したらどんなものだろうかと思っている。」(瑞垣)と、指摘されるまでもなく、その大切さは十分に理解されながらも、実践への切っ掛けが掴みきれないのも事実であろう。そこで、教宣部の肝入りにより、幅広い世代の延べ七・八十名の神職各位の熱心なご参加により、講話の実演を主体に開催された。一回目六名、二回目十八名の五分乃至十分程度の模擬

教化委員、事務局の総勢二十四名の参加者で午前九時に岡山林原駐車場を出発し、山陽自動車道を一歩山口を目指した。車中では来年度の事業活動・予算の編成等が協議された。昼前にまず最初の神社「高松

であるが、近年高齢化・小字化が進んでいるとのことであった。神社委員(世話役)が百二十名あり、祭典案内・寄付集め・大麻頒布等に従事している。兼務社が約三十社からあるので神職専任ではあるが一人の

講話をお願いした。社頭講話と言つても祭典後の挨拶が主体となつたが、多彩な話、真摯な話しぶりに私こそ教えられ、多くの感銘を受けた。

憂国の至情を熱誠こめて訴えかける人。淡々と祭の意味を説かれる方。人生の機微に触れつつ、家庭の大切さを話す人。奉仕神社への篤い信仰のままに、ご祭神のご神徳を語る青年神職。これぞ社頭講演と、見事な構成に、巧みな例話の挿入に、感嘆させられた女子神職。能弁な人あり、訥弁な人あり、感情のままに語る人、理路整然と静かに話す人、人それぞれ人さまざままで、個性の際立つた実演であつた。

先学の教えに「講師は裏祭員の意識のままにてらうことなく、神の御声を聴衆に伝えることである。」と、正に至言であり、人々の心に神道の信仰を呼びこみますことが第一義であることは言うまでもない。社頭講演は聴衆に『ありがたい話であつた。』と言われることが理想だとも考えられている。心情に訴え、心意の伝達こそ講話の本旨でもあり、人間味溢れる姿勢と話しぶりも重要に思われる。山口國學院講演特設部の実演審査基準に論旨・態度・音声・熱意・説得力の五点が定められていたことから首肯されよ。具体的な講話の際の心得とし

て、先ずやさしく語れ、平坦な話振りでなく、メリハリを付け、身ぶり手ぶりを交え、相手の顔をよく見ながら話すこと。しかも大事な言葉や難しいフレーズは繰り返して、語尾は特にはっきりと話すこと等が指摘される。自分自身の目で見、耳で聞き、

頭と心で考えたことを、自分の言葉で語る。自分らしく、こなれた話が相手の心に訴えかけるものだと言者自身も度々教えられた。ともあれ、ことあるごとに、言葉の発動を急じつつ、語り続けたいものである。

家庭に神棚奉斎を

全国教化会議報告

教化委員会 委員長 笹井 和男

全国教化会議が去る三月七日の二日間本社本庁で開催され、テーマに沿って熱心な討議が重ねられた。本年は基調講演は省かれ、その代わりとして昨年の十月十日、十三日に実施された「神社に関する意識調査」の概要報告が本庁当局よりなされた。この調査は、現代日本人の神社に対する意識の実情を把握し、教化活動や神宮大麻頒布活動をより効果的に推進してゆくための基礎資料とし、更に神社振興に向けた諸活動の基本的な方向付けに供することを目的として実施された。従つて本教化会議は、この調査結果を踏まえた上で、夫々の分科会のテ-

マについてより広く深く討議できるように、分科会を更に分科会に分けての運営など新しい試みがなされた。私の属した分科会は第二分科会で分科会テーマは「家庭祭祀のすすめ」で話し合いが進められた。「神棚を奉斎している各家庭において神棚がどれだけ日常生活の中に溶けこんでいるか」「ただ神棚があるだけに留まっていけないか」「神職は神棚奉斎を勧めるだけに終つてはいないか」との問題が提起された。引き続き各家庭と神社とを繋ぐ神棚の重要性が指摘され、人々の生活習慣の中で本来の神棚の在り方を教化するために神社、神職は何をすべきな

のか、このテーマに対しては、「神棚が奉斎されている各家庭の状況を探る」、「家庭祭祀の在り方について神社・神職はどのような啓発活動を行っているのか確認する」という調査の必要性が指摘された。そしてこれらの調査を踏まえた上で、神棚奉斎後の各家庭における日常生活と家庭祭祀の在り方、「なぜ家庭祭祀が必要なのか」、「家庭祭祀を継続する効果」等の具体的な方策を「家庭の絆、家庭教育に果たす神棚の役割」といった観点からも討議すべきとの結論を得た。さらに各県で行われている教化実践活動の報告があり、その中では「家庭祭祀のすすめは神棚を祀ることである」との家庭祭祀の意義が再確認され、「神棚奉斎への導き方法は、神職が積極的に実施すべき」、「神職の資質向上のもと、氏子崇敬者へのアプローチを行うべき」との指摘がなされた。氏子崇敬者のアプローチについては「家庭祭祀の基本は、親から子供へ祭祀が受け継がれること」、「祭祀の継承を広く教化するため、キャッチフレーズをもうけて教化活動を検討、実践すべき」特に次世代の人々にねらいを絞つての家庭祭祀、神棚祭祀の教化の重要性が話し合われた。「どこで、どの様に次世代の人々に語りかけるか」も大きな問題点であり、これについての

具体的な対策としては、現在神社で盛んに行われている「命名」「初宮」「七五三」「結婚式」など人生儀礼に関する祭典の活用があげられ、人生儀礼の祭典の際に、機会を設けて社頭講話を行い、そこで出来るだけ家庭祭祀の重要性を参拝者に教化する努力をすべきである。このように第二分科会では「家庭祭祀のすすめ」を中心に話し合いが行われたが、分科会を通じての将来的な究極のテーマは「いかに氏子、崇敬者とのコミュニケーションをはかれるのか」という問題にあったのではなからうか。教化の媒体方法などについては先に述べた如く、神社の祭りを通じてのアプローチ 情報化社会に対してのマスコミ等の利用 であるがしかしここで忘れてはならないことは、アプローチの方法はどの様なものにせよ、「氏子崇敬者への教化をするのは神職である」ということである。今会議を終えて心に残るのは「神職の「資質向上」なくして効果的な教化はなされない。神職個々人が刻苦勉励し、神社群全体が資質の向上を果したとき家庭祭祀のすすめを始めとする神社の教化活動にも新たな発展、展開が見いだせるのではないだろうか。

平成九年度

教化実践目標

昨年、神社本庁が提示した「教化活動大綱」並びに「教化活動方針」を踏まえて開催された先の全国教化会議では、「神棚奉斎のすすめ・家庭祭祀の振興」を主題に討議が行われたが、神社と家庭とをより密接に繋ぎ、氏子意識の昂揚を図る為には、まず「家庭のまつり」(家庭祭祀の振興)が大切であるとの共通認識が示された。しかしながら、人口の都市集中に伴う

核家族化等により家族観は大きく変わりつつある。また、昨年実施した「神社に関する意識調査」の結果からも、家庭のまつりが従前に比べて衰退している現状が確認された。こうした現実を直視するとき、「一千万家庭神宮大麻奉斎運動」と運動して強力な神棚奉斎運動を展開し、以て家庭祭祀を振興する必要性がことのほか痛感される。

そこで本目標では、神社本庁・神社庁・神社・神職がそれぞれの立場で活動可能な項目を掲げ、地域性を生かしつつ様々な機会・場所・方法を利用した「家庭のまつり」の啓発、普及のための全国的な教化活動を展開する。

【神社本庁】
全国神社総代会主催の諸国会(役員会・代議員会・幹部研修会等)で、「家庭のまつり」の実践を呼びかけると共に、地元地域で啓発活動を行うよう指導する。

【神社本庁】
六指定団体及び関係諸団体に對し、「家庭のまつり」についての積極的な活動を促す。

【神社本庁】
既刊の教化広報資料を神社界内外に広く頒布・提供する。
平成九年度中に「家庭のまつり」を題材とした氏子のしおり・教化リーフレットを刊行する。

【月刊若木】で、「家庭のまつり」の為の教化資料を提供する。

【神社本庁・支那】
神職の意識の昂揚を図る為、研修会等を実施し、平成九年度教化実践目標を周知徹底する。

【神社本庁・支那】
県内組織(各委員会・総代会・指定団体等)がそれぞれの特性を生かし、「家庭のまつり」の実践に向けた活動を行うよう指導する。

【マスメディア】
マスメディアの利用や標語(スローガン)等を案出して教化・啓発をする。

【神社本庁・支那】
神社関係者大会や総代会・婦人会をはじめとする各種大会・研修会等を利用して「家庭のまつり」を啓発する。

【家庭のまつり・神棚奉斎】
「家庭のまつり」に実践している神社・神職について管内の実践事例を調査し、教化活動に提供する。

【各種刊行物】
各種刊行物を作成し、併せて本庁発行の氏子のしおり・リーフレット・夏休みノート等を有効に活用する。

【神社・神職】
神社本庁・神社庁・支那主催

【神社本庁・支那】
諸祭典を通じて「神棚奉斎」「家庭のまつり」についての説明講話や説明書の配布を行う。人生儀礼、建築儀礼等の諸祈願の折に、神棚奉斎の有無の確認と神棚設置の勧奨を行う。

【神社本庁・支那】
神社総代会・婦人会・氏青年等の神社関係者をはじめ氏子・崇敬者との学習会を実施する。社報刊行の神社にあつては家庭祭祀の意義・方法を掲載する。

【地域広報紙等】
地域広報紙等に家庭祭祀の意義・方法等の関連記事の掲載を働き掛ける。

【氏子(地域住民)】
氏子(地域住民)が、神社・神職に気軽に相談できるような体制を作る。

【住宅過密地域】
住宅過密地域の対策として、積極的に氏子(地域住民)と接し、「家庭のまつり」を勧奨する。

【これから】
これから開発される地域にあつては、新氏子組織の結成に努め、「家庭のまつり」を啓発する。

【農漁村部】
農漁村部においても、核家族化が進んでいる現状等に鑑み、次世代への継承の為の活動を行う。

【地域】
地域の婦人層との連携を深めた教化活動を行う。

【神社本庁・支那】
神社本庁・神社庁の刊行物を教化・啓発活動に利用する。

【岡山県】
岡山県婦人神職会は、五月二十六日から二十九日迄の四日間、皇居並に赤坂御用地の勤勞奉仕を行った。初日の二十六日には、天皇・皇后両陛下の「三十日からのブラジル及びアルゼンチン御訪問につき宮中三殿に謁するの儀」が行われた。陛下におかせられては黄櫨染の御袍を召されて出御になられ、皇後様は御五衣・御小袿・御長袴で御拝礼遊ばされた。午前中、私達は宮殿西の車寄せで運よくおすべらかし姿の女官にお逢いし、古式ゆかしい平安の雅に感動したものだ。想像の域においてでも、祭典の様子を垣間見る事が出来こんな有難い事は無い。国の平安と總てに報恩と奉告に尽きる宮中祭祀。それらを執行される陛下は、まさしく日本国の大神主であらせられる。岡山県婦人神職会は、今後益々、天皇・皇后両陛下を儀表として、団体護持の為精進したいし、来年も又、皇居に行きたいと思

【岡山県婦人神職会】
岡山県婦人神職会、五月二十六日から二十九日迄の四日間、皇居並に赤坂御用地の勤勞奉仕を行った。初日の二十六日には、天皇・皇后両陛下の「三十日からのブラジル及びアルゼンチン御訪問につき宮中三殿に謁するの儀」が行われた。陛下におかせられては黄櫨染の御袍を召されて出御になられ、皇後様は御五衣・御小袿・御長袴で御拝礼遊ばされた。午前中、私達は宮殿西の車寄せで運よくおすべらかし姿の女官にお逢いし、古式ゆかしい平安の雅に感動したものだ。想像の域においてでも、祭典の様子を垣間見る事が出来こんな有難い事は無い。国の平安と總てに報恩と奉告に尽きる宮中祭祀。それらを執行される陛下は、まさしく日本国の大神主であらせられる。岡山県婦人神職会は、今後益々、天皇・皇后両陛下を儀表として、団体護持の為精進したいし、来年も又、皇居に行きたいと思



岡山県婦人神職会は、五月二十六日から二十九日迄の四日間、皇居並に赤坂御用地の勤勞奉仕を行った。初日の二十六日には、天皇・皇后両陛下の「三十日からのブラジル及びアルゼンチン御訪問につき宮中三殿に謁するの儀」が行われた。陛下におかせられては黄櫨染の御袍を召されて出御になられ、皇後様は御五衣・御小袿・御長袴で御拝礼遊ばされた。午前中、私達は宮殿西の車寄せで運よくおすべらかし姿の女官にお逢いし、古式ゆかしい平安の雅に感動したものだ。想像の域においてでも、祭典の様子を垣間見る事が出来こんな有難い事は無い。国の平安と總てに報恩と奉告に尽きる宮中祭祀。それらを執行される陛下は、まさしく日本国の大神主であらせられる。岡山県婦人神職会は、今後益々、天皇・皇后両陛下を儀表として、団体護持の為精進したいし、来年も又、皇居に行きたいと思

研修会開催のご案内

岡山県神社庁研修所主催の研修会を下記により開催する予定となっておりますので多数御参加下さいますようご案内いたします。

実施日	研修名	日数	場 所	受講料	申込先
8月 9～10日	祭祀舞研修会	2日	上房郡上房町下砦部 北房中央公民館	3,000円	高梁上房支部
8月12日	祭式研修会	1日	岡山縣護國神社研修所	3,000円	岡山県神青協
8月17～18日	雅楽研修会(龍笛の部)	2日	新見市高尾 國司神社社務所	2,600円	阿新支部
8月25日	祭式研修会	1日	新見市高尾 國司神社社務所	1,300円	阿新支部
8月26～27日	祭式並禊研修会	1日	岡山縣護國神社研修所	5,000円	護國神社社務所
8月27～28日	祭祀舞研修会	2日	新見市高尾 國司神社社務所	2,600円	阿新支部
8月29日	祭式研修会	1日	岡山市吉備津 吉備津神社参集殿	1,200円	吉備支部
9月16～20日	中国地区中堅神職研修会	5日	山口市野田 山口県神社庁	20,000円	神社庁

齋宮歴史博物館

竜田大社

熊野本宮大社

日前神宮

参拝

旅行日 平成9年 11月27日(木)～29日(土)

旅行代金 49,500円 (小人45,000円)

申込締切日 10月27日(月)

お問い合わせ

伊勢神宮崇敬会岡山県本部
岡山県神社庁
TEL. 086-223-4826



第43回

新伊勢 穀感謝祭 神宮

ご案内

2泊3日

1	岡山各地 (山陽・中国道) 5:30～7:30 斑鳩(昼食)	吹田 香芝IC (近畿・西名阪道) 関 玉城IC	竜田大社(自由参拝) 齋宮歴史博物館 鳥羽(泊)
2	ホテル 伊勢神宮新穀感謝祭参列/外宮・内宮(昼食) (伊勢道) 伊勢IC 勢和多気IC 尾鷲	熊野本宮大社(自由参拝)	勝浦温泉(泊)
3	ホテル 橋杭岩(車窓見学) 和歌山/日前神宮(自由参拝)	本州最南端/潮岬 (阪和・近畿道) 御坊 吹田 (中国・山陽道) (夕食弁当)	白浜/ハマブランカ (ショーを見ながらの昼食) 岡山各地 19:00～21:00頃

任免

自 平成八年十二月一日
至 平成九年六月三十日

石上布都魂神社宮司兼

八幡神社宮司 物部忠三郎

願いに依り兼職を免する

二月一日

真名井神社宮司 上月 良典

御津郡御津町大字国ヶ原

兼て八幡宮宮司に任ずる

二月七日

宇佐八幡神社宮司

小田郡美星町大字西水砂

兼て明劔神社宮司に任ずる

二月十七日

宇佐八幡神社宮司

小田郡美星町大字上高末

兼て山神社宮司に任ずる

二月十日

天神八王子月尾宮宮司

岡山市久保

兼て窪八幡宮特任宮司を任ずる

三月三日

湯神社宮司 田村 光弘

兼て八幡神社宮司に任ずる

英田郡美作町入田

兼て八幡神社宮司に任ずる

素鳴神社宮司 河田 味希

兼て高島神社宮司代務者に任ずる

岡山市宮浦

兼て八幡宮宮司に任ずる

素鳴神社宮司 河田 味希

兼て荒神社宮司代務者に任ずる

岡山市宮浦

御崎神社宮司 伊丹 正秋

兼て八幡宮宮司に任ずる

八幡神社宮司 草地 秀育

真庭郡落合町大字田原上

兼て太玉神社宮司代務者に任ずる

三月二十四日

八幡神社宮司 草地 秀育

真庭郡落合町大字上山

兼て八幡神社宮司代務者に任ずる

三月二十四日

八幡神社宮司 草地 秀育

真庭郡落合町大字田原上

兼て大瀧神社宮司代務者に任ずる

三月二十五日

八幡神社宮司 草地 秀育

真庭郡落合町大字吉

兼て八幡神社宮司代務者に任ずる

三月二十五日

八幡神社宮司 草地 秀育

真庭郡落合町大字巨土

兼て國玉神社宮司代務者に任ずる

三月二十五日

八幡神社宮司 草地 秀育

真庭郡落合町大字舞高

兼て熊野神社宮司代務者に任ずる

三月二十五日

御崎神社宮司 伊丹 正秋

兼て素鳴神社宮司に任ずる

岡山市芳賀

兼て八幡宮宮司に任ずる

御崎神社宮司 伊丹 正秋

兼て八幡宮宮司に任ずる

岡山市松尾

兼て八幡宮宮司に任ずる

松尾神社宮司 杭田 功

真庭郡落合町大字岡

兼て山祇神社宮司に任ずる

三月二十四日

和氣神社宮司兼八幡和氣降居神社宮司 小森 成彦

願いに依り兼職を免する

和氣神社宮司兼八幡和氣神社宮司 小森 成彦

願いに依り兼職を免する

八幡神社宮司兼豊岡八幡神社宮司 三上 義治

願いに依り兼職を免する

三月二十五日

於真神社宮司 矢田 勘一

兼て八幡和氣降居神社宮司に任ずる

於真神社宮司 矢田 勘一

兼て八幡和氣降居神社宮司に任ずる

赤磐郡熊山町岡

兼て八幡和氣降居神社宮司に任ずる

赤磐郡熊山町佐古

兼て八幡和氣降居神社宮司に任ずる

宇佐八幡神社宮司 神崎 宣武

小田郡美星町大字三山

兼て八幡神社宮司に任ずる

阿智神社宮司 江本 英徳

兼て八幡神社宮司に任ずる

笠岡市笠岡

兼て八幡神社宮司に任ずる

三月三十一日

八幡神社宮司兼綿津見神社宮司 三上 義治

願いに依り兼職を免する

八幡神社宮司兼榎ノ木八幡神社宮司 三上 義治

願いに依り兼職を免する

宇野八幡宮宮司 吉野 家範

願いに依り兼職を免する

願いに依り本職を免する

四月一日

宇野八幡宮宮司 吉野 博人

宇野市宇野

宇野八幡宮宮司に任ずる

宇野八幡宮宮司 吉野 博人

兼て榎ヶ原八幡宮宮司に任ずる

宇野市榎ヶ原

兼て榎ヶ原八幡宮宮司に任ずる

宇野八幡宮宮司 吉野 博人

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

宇野市滝

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

宇野八幡宮宮司 吉野 博人

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

宇野市長尾

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

宇野八幡宮宮司 吉野 博人

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

玉野市広岡

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

八幡神社宮司 三上 忠男

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

阿哲郡哲多町大字大野

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

八幡神社宮司 三上 忠男

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

兼て早瀬比咩神社宮司に任ずる

多度大社権宜 西江 嘉展
川上郡備中町大字布賀
兼て八幡神社権宜に任ずる
四月七日
北山神社権宜兼上山神社権宜
前 義朗

願いに依り兼職を免ずる
四月十日
八幡神社権宜兼豊宇氣神社
司 小笠原宗壽

願いに依り兼職を免ずる
龍之口八幡神社権宜
北川 泰澄

願いに依り本職を免ずる
龍之口八幡神社権宜
山本 源吾

願いに依り本職を免ずる
龍之口八幡神社権宜
花 十市

願いに依り本職を免ずる
四月十五日
井原市大江町 野崎 益子
長澤神社権宜に任ずる 青江 宏之

赤磐郡瀬戸町肩脊
雨垂布勢神社権宜に任ずる
四月三十日
田村神社権宜 在里 稔雄
久米郡久米南町全間
八幡神社権宜に任ずる

五月一日
於奠神社司 矢田 勘一
和気郡和気町原
兼て石根依立神社司に任ずる

於奠神社司 矢田 勘一
於奠神社司 矢田 勘一

和気郡和気町本
兼て熊野神社司に任ずる

兼て熊野神社司に任ずる
於奠神社司 矢田 勘一
赤磐郡瀬戸町山ノ池
兼て平野神社司に任ずる

兼て平野神社司に任ずる
於奠神社司 矢田 勘一
赤磐郡山陽町斗有
兼て熊野神社司に任ずる

兼て熊野神社司に任ずる
於奠神社司 矢田 勘一
赤磐郡熊山町酌田
兼て水成分神社司に任ずる

兼て水成分神社司に任ずる
八幡神社権宜 大河 真澄
川上郡成羽町大字坂本
兼て辰口八幡神社権宜に任ずる

兼て辰口八幡神社権宜に任ずる
英田郡英田町上山
上山神社権宜に任ずる
五月六日
土居神社司兼江見神社司
沖田 正秀

願いに依り兼職を免ずる
五月十三日
諏訪宮司 村岡 弘道
岡山市津島福居
兼て天津神社司に任ずる

兼て天津神社司に任ずる
岡山市津島西坂
兼て尾治針名真若比咩神社司
司に任ずる
諏訪宮司 村岡 弘道
岡山市玉柏宗谷
兼て宗谷神社司に任ずる

兼て宗谷神社司に任ずる
尾針神社権宜 村岡 力
岡山市京山
尾針神社司に任ずる

尾針神社司に任ずる
稻荷神社司 神原 浩二

英田郡美作町橋原下
兼て橋澤神社司に任ずる
六月二十日
大山祇神社権宜 實森 功
笠岡市六島
兼て大鳥神社司に任ずる

兼て大鳥神社司に任ずる
大山祇神社権宜 實森 功
小田郡美星町大字宇戸谷
兼て越出神社司に任ずる

兼て越出神社司に任ずる
稻荷神社司 神原 浩二
英田郡作東町江見
兼て江見神社司に任ずる
六月三十日
津山市総社 松岡 重彰
津山市総社
総社司に任ずる

兼て江見神社司に任ずる
吉備郡真備町大字尾崎
熊野神社権宜に任ずる
八幡神社司 三上 義治
願いに依り本職を免ずる
八幡神社権宜 三上 忠男
阿哲郡哲多町大字成松
八幡神社司に任ずる

願いに依り本職を免ずる
阿哲郡哲多町大字成松
八幡神社司に任ずる

八幡神社司に任ずる

八幡神社司に任ずる

八幡神社司に任ずる

八幡神社司に任ずる

八幡神社司に任ずる

八幡神社司に任ずる

承認された神社
自 平成八年十一月一日
至 平成九年六月三十日

十二月二十日
津山市神戸 作楽神社
(境内神社設立)
一月二十四日
倉敷市児島味野 天神宮
(境内地の一部を用途変)

倉敷市児島味野 天神宮
倉敷市児島味野 天神宮
(収益事業開始)
二月二十一日
真庭郡八束村大字中福田 福田神社
(会計年度変更)
二月二十八日
井原市門田町 高山千義神社
(会計年度変更)
三月七日
岡山市南方 岡山県神社庁
(収益事業の開始)
倉敷市笹沖 足高神社
(会計年度変更)
三月二十八日
笠岡市新賀 海神社
(総代定数、責任役員定数変更)
川上郡成羽町大字成羽 御前神社
(責任役員定数変更)
四月十五日
真庭郡久世町大字惣 八幡神社
(総代定数、会計年度変更)
四月二十二日
総社市総社 總社
(収益事業の開始)
五月十六日
苫田郡加茂町大字塔中 軒戸神社
(会計年度変更)
六月三日

勝田郡勝北町杉ノ宮 西賀茂神社
(会計年度変更)
勝田郡勝北町下野田 八幡神社
(責任役員定数変更、会計年度
変更)
津山市檜 十寸鐘神社
(会計年度変更)
岡山市東平島 北居郡神社
(総代定数、会計年度変更)
勝田郡勝北町原 上賀茂神社
(会計年度変更)

林境内地一部無償貸付)

十二月二十七日

岡山市足守

(市道拡幅工事の為、山林売却)

一月三十一日

御津郡御津町大字鹿瀬

古森神社

(汚水処理施設建設の為、山林売却)

四月十一日

阿哲郡大佐町大字布瀬

御前神社

(県道拡幅工事の為、境内地山林売却)

四月二十二日

川上郡成羽町大字成羽

森神社

(町道枝線水路改良工事の為、山林売却)

五月二十三日

赤磐郡熊山町可真下

於真神社

(美作岡山間道路建設事業の為、山林売却)

六月三日

津山市横山

森神社

(都市計画道路院庄横山線道路工事の為、境内地売却)

六月三日

勝田郡勝北町西下

天満神社

(無線基地局設置の為、山林賃貸)

十一月二十二日

真庭郡久世町大字惣

八幡神社

(本殿、幣殿、拝殿移して改築) 高梁市高倉町田井 海神社 (境内神社社殿の新築) 十二月二十日

新見市新見

(斎館の増築)

一月三十一日

高梁市松原町神原

八幡神社

(社務所の改築)

川上郡成羽町大字吹屋

八幡神社

(幣殿、拝殿、神饌所、神輿庫、渡り廊下、社務所の改築)

二月七日

上房郡北房町大字上水田

天神社

(本殿の模様替)

倉敷市玉島之島

戸島神社

(社務所の改築)

二月七日

久米郡旭町江与味

八幡宮

(社務所の改築)

二月二十一日

阿哲郡神郷町大字下神代

國司神社

(幣殿の改築)

四月十一日

阿哲郡大佐町大字布瀬

御前神社

(手水鉢、記念碑の移築)

四月二十二日

英田郡美作町平福

稻荷神社

(幣殿増築、神輿庫新築) 五月九日 上房郡北房町大字阿口 阿口神社 (参拝者休憩所の改築) 五月二十三日 玉野市御崎 御崎八幡宮 (社務所増築、拝殿改築、職舎、渡り廊下、神饌所、手水舎新築)

船川八幡宮

六月三日

新見市豊永宇山

岩山神社

(社務所改築) 六月二十日 英田郡美作町朽木 林野神社 (神輿庫新築)

神職帰幽

自 平成八年二月一日
至 平成九年六月三十日

二月一日

真庭郡湯原町大字藤森

建部神社宮司 佐伯 節【三級】

(九十四歳)

三月二十五日

津山市勝部

勝部神社宮司 松岡重弘【二級】

(六十八歳)

階位授与

浄階

三月一日

難波 宗朋

明階(無試験検定)

三月十八日

佐々木あや

三月二十日

藤本 頼生

横山 亮

大澤 昌樹

正階(試験検定)

二月二十日

渡邊規矩郎

(無試験検定)

十月十五日

坪井 克行

十一月一日

奥井 順子

十一月二十日

中川 卓弘

一月十日

井上 勝子

三月十七日

原 琢哉

三月二十日

青江 宏之

四月一日

沖津 世育

三月二十日

横山 和人

四月一日

三村 公子

権正階(無試験検定)

四月二十日

朝倉 宏之

藤井 正勝

一月二十日

上房郡北房町

柴床 雅仁

天神社名譽宮司の称号を授ける

二月十日

天神八王子月尾宮宮司

松嶋 章雄

庁規第九十条第二項の規程に依り兼ねて岡山市久保 窪八幡宮宮司に特任する。

三月十日

神職身分二級とする

八幡神社宮司 兼森 國廣

於真神社宮司 矢田 勘一

吉備津神社権宣 山田 貫助

吉野 家範

玉野市宇野 宇野八幡宮名譽宮司の称号を授ける

神社庁辞令

六月二十八日

神社庁々長に選任する

中山神社宮司 湯浅 正敬

神社庁副庁長に選任する

八幡神社宮司 難波 宗朋

石上布都魂神社宮司 物部忠三郎

神社庁理事に選任する

安仁神社宮司 三原 千幸

伊勢神社宮司 見垣 安邦

大浦神社宮司 小川 暎典

郡神社宮司 豊田 正彦

大津神社宮司 笹井 和男

上山宮々司 横林 重美

神社庁監事に選任する

鴻八幡宮宮司 河本 貞紀

中和神社宮司 武内 禎治

神社本庁功績表彰

表彰規程による本年度の表彰者を決定する委員会は昨年十二月十日、規定に従い慎重に審議された。その結果次の方々についで、本庁設立記念日である二月三日付をもつて発表され、五

月二十七日明治神宮参集殿に於いて表彰式が執り行われまし

た。今後益々のご活躍をお祈り致します。

第二条第一号該当者

吉備津神社宮司 藤井 敬

第二条第二号該当者

八幡神社宮司 渡辺 更生

安仁神社宮司 三原 千幸

土居神社宮司 沖田 正秀

第二条第三号該当者

後山神社役員 春名 明

北居都神社役員 松井 康夫

第二条第四号該当者

大浦神社崇敬者 住吉 満

庁務日誌抄

自 平成八年十二月一日
至 平成九年六月三十日

十二月

二日 月次祭・役員会

九日 総務委員会

十六日 財務委員会

二十七日 御用納め

一月

一日 新年祭

十七日 庁誌編纂委員会

二十一日 春の旅行現地

打合せ 参事出向

二十四日 身分銓衡委員会・役員会

二月

三日 月次祭

四日 高岡神社視察 参事出向

五日 教化委員会教宣部会

十三日 大口善有本葬 湯浅庁

長参列

十九日 中国地区連絡会

議(山口)湯浅庁長、難波副庁

長、物部副庁長、参事出席

二十一日 神道行法錬成会(日

生町) 神青協

二十三日 事務研修会(邑久西

大寺支部)・總代研修会(御津

東支部)

二十四日 神宮大麻旗

布実務担当者研修会(神宮)新

庄、業令、河田録事参加

二十七日 総務委員会・庁誌編

纂委員会

三月

十日 神社実務研修会(岡山支

部)

十二日 カウンセリング研

修(日本青年館)三原理事受講

十三日 神宮大蔵

十三日 庁長会(本庁)

湯浅庁長出席

十三日 社頭講話研修会

十七日 祭祀舞研修(遺族福祉

会館) 婦人神職会

十八日 神職二級辞令伝達式

十九日 財務委員会

二十一日 神職二級辞令伝達式

二十三日 神社実務研修会(吉

備支部)

二十五日 神道巡回講演会(玉

島・久米)

二十六日 神道巡回講演会(児

島・倉敷)

二十七日 神道巡回講演会(阿

新・御津北)

二十九日 神社実務研修会(川

上郡支部)

四月

一日 月次祭

四日 表彰委員会・役員会

七日 神青協総会

八日 神社実務研修会(勝田・

英田支部)

十一日 研修講師研究会

(本庁) 参事参加

十七日 関係者大会実行委員

会・新任神職辞令伝達式

二十二日 神社関係者大会(市

民文化ホール)

二十三日 初級パソコン

研修会(秋葉原PCカレッジ)

杉田録事受講

二十三日 教化委員会教宣部

会・神青連役員会(本庁) 湯浅

庁長出席

二十四日 実務研修会(御津南

支部)

二十五日 皇居奉仕団結団式・

実務研修会(都窪支部)・実務

研修会(倉敷支部)

二十七日 化気神社奉祝祭 参

事献幣使参向

二十八日 神楽部総会(美星中

央公民館) 杉田録事出向

五月

一日 月次祭・新任神職辞令伝

達式

七日 總代研修会(井原後月支

部)

八日 総務委員会

九日 庁誌編纂座談会(アイビ

ースクエア)

十二日 神社庁役員研修

旅行(岐阜)

十二日 黒神直久氏を偲ぶ会

(山口県) 参事出席

十九日 教化委員会広報部会

二十一日 中国地区初任神職研

修講師研究会(広島)

二十三日 神社振興対策指定神

社伝達(百射山神社・大宮神

社)・財務委員会

二十六日 全国總代会代議員会

(本社本庁) 宮原總代会長、湯

浅庁長出席、参事傍聴

二十七日 本庁表彰式(功績表

彰) 湯浅庁長、参事、功績表彰

者 神職二名 總代一名 崇敬

者 一名出席

二十八日 本社本庁評議

員会(本庁) 湯浅庁長出席、参

事傍聴

三十日 日本会議議足大会(水

テルニューオータニ) 湯浅庁長

参事出席、教化委員会神社視察

旅行(山口県東部) 河田録事同

行

六月

二日 支部長懇話会(玉野

マリンホテル)

六日 総務委員会

八日 神葬祭研修会(高梁上房

支部)

九日 神宮参与評議員会

(神宮) 参事出席

十日 神社実務研修会(小田郡

支部)・皇居奉仕団解散式

十六日 役員会・講師会議

十八日 神政連役員会(本社本

庁) 湯浅庁長、参事出席

十九日 神政連中央委員会・事

務局長会(本庁) 湯浅庁長、参

事出席

二十三日 事務担当者

会(本庁) 参事出席

二十六日 世界連邦總會 参

事、杉田録事参加

二十七日 山口県神社庁会館竣

工奉祝祭(山口県) 難波副庁長

参向

二十八日 岡山県神社庁協議員

会(いさお会館)

第二十六回

初穂曳奉仕参加者募集

神社本庁、伊勢神宮崇敬会、伊勢神宮奉仕会の三団体共催により、本県を代表して五名程度の参加者を左記要綱により募集いたします。

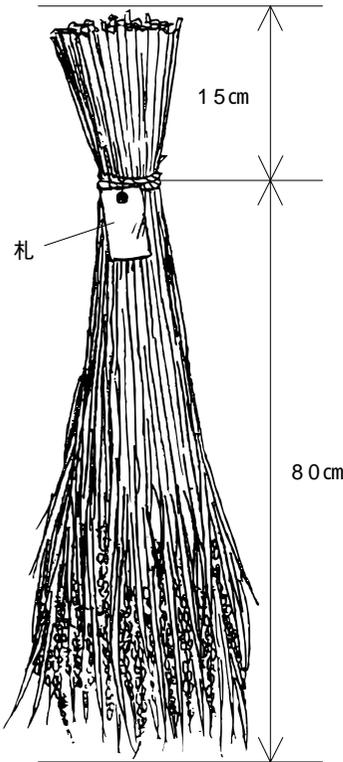
また、本年より団体参加が可能となりましたので、神社関係団体（氏子青年会・敬神婦人会等）による参加も募集いたします。

尚、本事業が一層意義あるものになるよう、予め新穀（出来れば神社神饌田より収穫した稲穂）を両宮へ一把握奉納戴き、更には昨年、新品種『イセヒカリ』の初穂を譲与された神社にあってもその初穂を御奉納戴きますよう、併せてお願いいたします。

【初穂曳奉仕実施要項】

主催	神社本庁・伊勢神宮崇敬会・伊勢神宮奉仕会
実施日	平成9年10月15日(水)~16日(木)
参加定数	500名(本県より5名程度)
参加費	3,500円 尚、伊勢までの交通費、宿泊費等は、各自御負担下さい。
宿泊	希望者には、神宮会館を手配いたします。
期限	9月15日までに神社庁までお申し込み下さい。 詳しい要綱、申込用紙は神社庁にあります。

新穀奉納注意事項



稲穂は必ず充分乾燥させて下さい。

枯れた葉を整理し、一把の直径を6~7センチにして下さい。

全長を80cm程度に切り揃え、根元より15cmの位置で結わえて下さい。

結わえた位置に「札」を付け、品種名・団体名・所在地を記載して下さい。

送付先

〒516 伊勢市宇治中之切町 伊勢神宮崇敬会 初穂曳係宛 0596-24-7162

神社庁閉庁のお知らせ

9月25日(木)



9月27日(土)

中国地区神社庁職員研修のため閉庁します

編集後記

「宗教法人法の一部を改正する法律」が昨年九月十五日から施行され、県神社庁、各支部でも昨年、今年と各地で改正法の説明会や研修会を開き、対応に全力投球している。しかし何ぶん初めてのことであり、理解不足も手伝い混乱もいろいろ起きている。とくに法人としてスタート

以来、四十年、三十年の月日が経過し、その間神職や総代の代替りも進み、さらに神職不在という事態も起きて重要書類が紛失したり、欠落した。しかし状況がどうであれ、収支決算も全く行われていない法人が相当数あり、これらの扱ひも困難さを増す原因となっている。しかし状況がどうであれ、正念場である平成九年はすでに半年を経過し、大半の法人はあと半年後の年度終了後、四ヶ月以内に所轄庁に諸書類を提出しなければならぬことになっている。時間は余り残されていない。県神社庁、神職、総代が一協協力し、真剣に対処することしか方法はない。